

藤沢記者クラブ各位

行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定に係る審査請求事案（諮問第92号）について、藤沢市情報公開審査会が実施機関に対し答申したので、お知らせいたします。

1 経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2019年（令和元年） 9月18日	行政文書公開請求受付
11月 6日	行政文書公開一部承諾決定処分
11月12日	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
11月21日	実施機関から審査会へ諮問書の提出（諮問第92号）
2020年（令和2年）10月 1日	答申（答申第92号）

2 請求の内容（決定・答申内容）

公開請求の内容	「昭和46年～53年藤沢字石原谷宅地造成工事 開発申請，指導，許可～検査終了まで全て 企業名：〇〇〇（法人名） 昭和52年第42号開発許可にもとづき，藤沢市と事業者が取交わした以下の情報 ・協議書・事業者の資格審査全て（申請人は傍系役員）・審査に関する事項（許可に関する意見，条件）・施工同意書・公図1／600」
公開請求に対する 実施機関の決定内容	公開一部承諾決定
審査請求に関する 答申内容	<p>【結論】 藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2019年（令和元年）11月6日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分は，妥当である。</p> <p>【内容】 実施機関が，条例第6条第1号，第2号及び第5号に該当するとした本件処分に不合理な点は認められず，いずれも審査請求人の主張する「無為な墨消し」には当たらない。</p>

*この資料に関する問い合わせ先

審査請求に係る処分に関すること（実施機関）
藤沢市 計画建築部 開発業務課
担当：塩野，金澤
内線：4223
直通：0466(50)3538

情報公開審査会に関すること
藤沢市 市民自治部 市民相談情報課
担当：平井，高橋，岡本
内線：2662
直通：0466(50)3567